



## 田川市市民活動補償制度 (ボランティア保険)のご案内

この制度は、ボランティア団体や行政区等の市民活動を実践する団体の皆さんが、公益性の高い市民活動の最中に、万一不慮の事故や災害にあわれた場合に保険金が給付される制度で、賠償責任補償及び傷害補償で構成されています。

**特徴1** 市民活動の普及促進のため、保険料は田川市が負担します。

**特徴2** 事前の団体登録は必要ありません。

※事故発生後の手続きの際は、団体の活動や内容が分かる規約、事業計画書等の提出が必要になります。

**【用語説明】** この補償制度での用語の定義は次のとおりです。

- 市民** 田川市に居住、通勤、通学する人
- 市民活動** 公益性の高い活動で、指導者及びスタッフが本来の職務を離れて自主的に無報酬（交通費などの実費支給は無報酬とみなします）で実践又は従事する活動
- 市民活動団体** 市内に活動拠点を置き、5人以上（3分の2以上が市民）で構成される団体で、市民活動を継続的又は計画的に行う団体  
※宗教活動を目的とする団体、政治活動を目的とする団体、暴力団等と密接な関係を有する団体は除きます。  
※企業や公益法人、NPO法人等の法人団体は、この補償制度の対象となりません。
- 指導者** 市民活動の計画立案や運営の指導的地位にある人
- スタッフ** 市民活動の運営に従事する人
- 参加者** 市民活動に参加中の人（活動の観覧者や応援者や参加していない乳幼児等は対象外）
- 賠償補償対象者** 市民活動団体、指導者、スタッフ
- 傷害補償対象者** 指導者、スタッフ、参加者（※参加者には条件があります）

＜事故の例＞

- 高齢者施設での配膳中、誤ってお茶をこぼして火傷をさせた。
- 行政区の役員定例会議へ自転車で向かう途中、転倒してケガをした。
- 防犯パトロール中、転倒、骨折して治療のために入院と通院をした。
- 子どもの登下校の見守り活動中、転倒してケガをした。

## 1 補償の対象となる市民活動の例

地域社会活動	行政区（自治会又は町内会）活動（※1）、防火・防犯・防災活動、交通安全活動、地域清掃活動、資源ごみの回収、草刈り、リサイクル活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、地域のまつり（※1）等の活動並びにこれらのための準備活動
青少年健全育成活動	子ども会（※1）、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動及び非行防止パトロール活動等並びにこれらのための準備活動
社会福祉奉仕活動	社会福祉施設援護活動、在宅高齢者及び心身障害者へのホームヘルプ、声かけ運動、手話通訳等の活動並びにこれらのための準備活動
社会教育活動	老人クラブ活動（※1）、PTA活動（学校管理下の活動は除く。）、スポーツ振興活動（危険度が高い運動は除く。）及び文化振興活動等並びにこれらのための準備活動
市主催行事への参加又は手伝い	市内いっせい清掃、防災訓練、市民講座及び各種イベント等へのボランティア協力
その他の活動	その他上記に類する事業又は活動

※1 競技への出場者や、催し物への参加者は対象外です。

※活動場所と自宅等との往復途上の傷害事故も補償の対象になります。ただし、あらかじめその行動が予定されていたことが計画書等により確認できる場合に限りです。

※非常勤特別職の地方公務員の活動等で、公務災害に該当する事故は対象外です。

### 【対象とならない市民活動】

- スポーツ活動や文化活動で自らの技術・能力を高める活動（指導者は対象となります）
- 趣味、懇親等を目的とした活動や自助的な活動
- 銃器を使用する害獣駆除活動 ●山岳・水難救助、災害救助活動等緊急時での活動
- チェーンソー等危険物を使用する活動（草刈機は対象となります）
- 森林活動で野焼きや山焼きを行う活動 ●日本国外での活動 等

### 【対象とならない事故】

- 賠償および傷害補償対象者の故意による事故 ●社会的騒乱による事故
- 地震、噴火、洪水等の自然災害による事故 ●同居の親族等に対する賠償事故
- 施設の工事等に起因する賠償責任 ●自動車、船舶等又は動物に起因する賠償事故
- 無資格運転、飲酒運転等による事故 ●むちうち症又は腰痛で他覚症状のないもの
- 脳疾患、疾病又は心神喪失（熱中症は対象となります）
- 妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- 山岳登山、ハングラライダー搭乗等の危険なスポーツによる事故 等
- 保険会社との契約において保険の対象とならないものとして定められた事由
- 対象とならないと市長が個別に判断する事故

## 2 補償の内容

### ①賠償責任補償

賠償補償対象者の過失により、市民活動中に第三者の生命、身体、財物又は受託物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の補償金額です。

区分	補償金 支払限度額	内容	事故の例
身体 賠償	1人 6,000万円 (1事故につき3億円)	第三者の身体に損害を与えた場合	高齢者の集いを開催中、誤った誘導により、参加している高齢者を負傷させた。
財物 賠償	1事故 300万円	第三者の財物に損害を与えた場合	清掃活動で草刈機を使用中、草刈機が石をはねて駐車中の他人の自動車に傷をつけた。
受託物 賠償	1事故 300万円	第三者からの預かり品や管理物に損害を与えた場合	地域で文化祭を開催中、展示方法を誤ったため、預かった展示品が落下して壊れた。

### ②傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故(細菌性食中毒、ウイルス性中毒、熱中症、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)補償を含む)によって、傷害補償対象者が死亡・負傷した場合に支払われる補償金額です。

区分	補償金額 (1人当たり)	支給事由	事故の例
死亡	500万円	傷害事故が直接の原因で180日以内に死亡した場合	河川清掃活動中に、誤って橋から転落して死亡した。
後遺障害	後遺障害の程度により、死亡補償金の4~100パーセント	傷害事故が直接の原因で180日以内に後遺障害を生じた場合	清掃ボランティアで活動中に土手から転げ落ち、運動障害が残った。
入院	1日 3,000円 (180日限度)	傷害事故を直接の原因として、180日以内に、入院又は通院を要することになった場合。 ※実費ではなく日数で計算	地域で防犯マップを作るため、夜間に現地調査中、転倒、骨折して治療のため入院と通院をした。
通院	1日 2,000円 (90日限度)		
手術	入院補償日額の 10~40倍 (1事故につき1回)	手術補償については、当該事故による入院中に手術を受けたとき。	子どもの見回りパトロール中、階段を踏み外して転倒、複雑骨折して治療のため入院、手術を受けた。

### 3 万が一、事故が発生した時の手続き

①まず、田川市安全安心まちづくり課へ下記の事項をご連絡ください。

#### 傷害事故の場合

- (1)氏名・住所・連絡先
- (2)事故発生の日時・場所
- (3)事故の原因・状況
- (4)ケガの程度・病院名
- (5)事故を証明できる人の氏名・連絡先

#### 賠償事故の場合

- (1)氏名・住所・連絡先
  - (2)事故発生の日時・場所
  - (3)事故の原因・状況
  - (4)相手の氏名・住所・連絡先・ケガ又は損害の程度
  - (5)事故を証明できる人の氏名・連絡先
- ※財物又は保管物賠償事故の場合は、損害証明のための写真等を残しておいてください

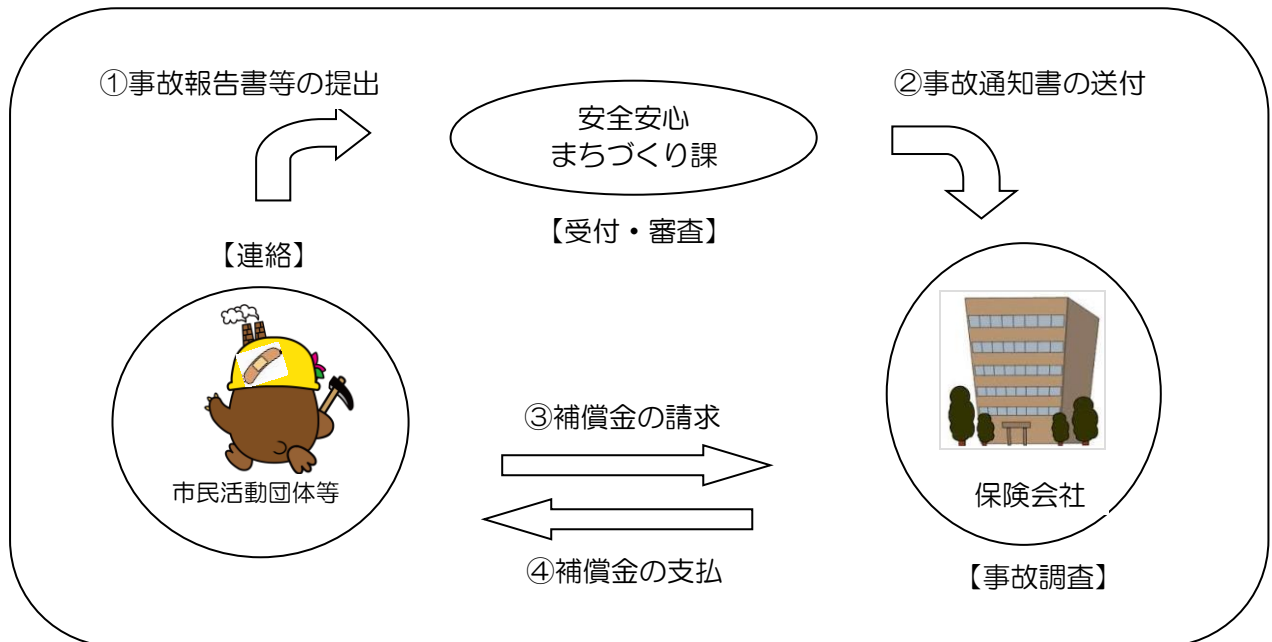
②次の書類が必要となります。

・事故報告書・団体規約、名簿・事業計画書、チラシ（プログラム）・参加者名簿等提出後、団体や事故内容が補償制度の要件を満たしているか等を審査します。（事故発生日を含めて3週間以内に書類を提出してください。通院の場合、領収書を確認させていただきます。）

③補償の対象となった事故について、訴訟・示談等賠償責任が法律的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め、30日以内に補償金の請求の手続きをしていただき、書類確認後、市が契約する保険会社から支払を行います。

※審査の結果として補償制度が適用されない場合もあります。

※賠償事故の場合、示談に際して、市が加入している保険会社の承認が必要ですので、必ず事前に安全安心まちづくり課にご連絡ください。保険会社の承認なしに示談された場合には、補償金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



## Q & A

Q 市民活動補償制度を利用したいので、申込み方法を教えてください。

A 市が保険会社と保険契約を結ぶため、保険料は市が全額負担します。そのため、保険料の支払いや申込みなど、事前の手続きは不要です。

Q 個人で行うボランティア活動は対象になりますか？

A 個人の活動は対象になりません。継続的かつ安定的な市民活動の目安として、この補償制度では5人以上（3分の2以上が市民）の団体による活動を対象としています。

Q 乗用車で活動地への往復途中の事故は対象になりますか？

A 指導者等の本人のケガについては傷害補償の対象になりますが、賠償責任補償については対象となりません。（活動計画書等で計画されている活動に限り対象、寄り道した経路での事故は対象外）

Q ボランティアに関する講演会を開催しますが、講演会を聞きに来た参加者は対象となりますか？

A 活動を伴わない行事等の参加者は対象となりません。

Q 弁当や交通費を支給したボランティアスタッフは補償の対象になりますか？

A 弁当や交通費といった実費支給の範囲であれば無報酬の活動とみなし、対象になります。

Q 陶芸教室に参加中に不注意で陶器を落としケガをしました。補償の対象になりますか？

A スポーツ活動や文化活動への参加者は対象となりません。（無報酬の指導者については対象となります）

Q 行政区の役員（スタッフ）が盆踊りの準備中に転倒しケガをした場合、補償の対象になりますか？

A 準備作業や当日の運営の最中の転倒であれば対象となりますが、スタッフであっても、盆踊りを踊っている最中に転倒した場合は、補償の対象となりません。

Q 団体の代表者が市に連絡をした後、ケガをした本人も手続きが必要ですか？

A 必要です。事故発生から3週間以内に事故報告書等を提出してください。また、ケガをされた本人が保険会社と手続きを行います。

Q 補償金はいつごろ支払われますか？

A 傷害補償の場合は治療の完了後に、保険金請求書や領収書等を保険会社に送付していただきます。保険会社へ送付後、1ヶ月程度で給付金が支払われます。賠償責任補償の場合は、別途市にお尋ねください。

☆ 事故の防止が大切です ☆

この補償制度は、万一の事故に備えた制度です。活動するうえで最も重要なのは、**事故を未然に防ぐ**ことです。市民活動する場合は、次のことに十分注意してください。

- 事故の状況によっては、指導者やスタッフが責任を追及されることも考えられます。指導者やスタッフの方は、事故防止の重要性を認識し、事故の未然防止に配慮してください。
- イベントや行事を行う場合は、事前に綿密な計画を立てて、危険性がないかについて、よく確認しましょう。必要があれば下見などを行ってください。
- 行事や活動等のプログラム、スケジュールに無理がないか確認しましょう。
- 指導者やスタッフ等の人員は適切か、注意や指導が全体にいきわたるかどうか、よく確認しましょう。
- 使用する用具、場所の点検は十分に行いましょう。

※賠償責任補償の場合、市民活動中の事故について、市がその責任を当事者に代わって負うものではありません。活動中に第三者の身体や財物に損害を与えた場合などは、活動者である当事者（団体の責任者）が責任を負うこととなりますが、経済的な負担が重くならないよう一定の水準の補償を行うものです。

※この補償制度は、かかった費用の全てを補償するものではありませんのでご注意ください。

【問い合わせ（連絡）窓口】

田川市安全安心まちづくり課

所在地：田川市中央町1番1号（田川市役所3階）

TEL：0947-85-7113

FAX：0947-46-0124

※受付時間：平日9:00～16:30

（12:15～13:00 及び年末・年始を除く）